

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 27 年 11 月 12 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

厚生年金保険関係 2 件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500401 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1500160 号

## 第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA事務所（以下「B事務所」という。）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 29 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 57 年 1 月 25 日から同年 6 月 4 日まで  
② 昭和 57 年 6 月 16 日から同年 7 月 16 日まで  
③ 昭和 58 年 10 月 7 日から昭和 59 年 4 月 1 日まで

昭和 59 年 4 月 1 日に教諭として採用される前に、臨時教諭として C 県内の公立学校 5 か所に助教諭又は講師として勤務したが、そのうちの 4 か所で勤務した請求期間に係る厚生年金保険記録がない。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者及び B 事務所から提出された履歴書により、請求者は、同事務所管内の公立学校に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

一方、B 事務所から提出された「C 県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和 \* 年 \* 月 \* 日施行）」（以下「取扱規程」という。）第 \* 条により、「臨時職員については、法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険等に加入させるものとする。ただし、これに代わる保険の被保険者又は被保険者の扶養親族である場合はこの限りでない。」と規定されており、事業主は、取扱規程第 \* 条ただし書きの被保険者には国民健康保険及び国民年金被保険者等も該当し、請求者は請求期間①、②及び③当時に当該ただし書きが適用されていた可能性も否定できない旨の陳述をしている。

また、請求期間①、②及び③のいずれかに、B 事務所管内の公立学校に臨時職員として勤務していた者 21 人のうち、9 人については、請求者と同様に勤務期間の一部に B 事務所における厚生年金保険の記録がないことが確認できる上、そのうち一人は、記録がない期間は給与から厚生年金保険料は控除されていない旨の陳述をしている。

なお、請求期間①、②及び③について、D 町が保管する国民年金被保険者名簿により、請求

者は、国民年金に加入し、当該期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500425 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1500161 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 12 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 11 年 10 月 1 日から平成 12 年 10 月 31 日まで

請求期間に係る標準報酬月額が遡って低く訂正されているが、訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納めていたので、当該標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、A社の代表取締役（平成 12 年 4 月 20 日に取締役が 1 名となったため代表取締役を抹消し、取締役。）（以下「代表取締役」という。）として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、厚生年金保険の記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、請求者は、訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納めていたので、当該標準報酬月額を訂正してほしいと主張しているが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなつた日（平成 12 年 10 月 31 日）より後の平成 12 年 11 月 10 日付けで、請求者に係る平成 11 年 10 月から平成 12 年 9 月までの標準報酬月額について、12 か月間遡って減額処理が行われていることが厚生年金保険の記録により確認できる。

一方、請求者から提出された平成 11 年 10 月分から平成 12 年 7 月分までに係る社会保険料の「納入告知書・領収証書」により、口座振替による保険料納付が指定振替日に振替できなかつた月が複数あることが確認できる上、社会保険事務所（当時）への届出に必要な代表者印は請求者自身が管理していたと陳述していることから、請求者は、A社の代表取締役として、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に関与していなかつたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500445 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1500162 号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和48年12月1日から同年9月29日に訂正し、昭和48年9月から同年11月までの標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

昭和48年9月29日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和48年9月29日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和18年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年9月29日から同年12月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険の資格取得年月日は、昭和48年12月1日となっているが、請求期間当時はB社から出向し、C県のD業を立ち上げるため勤務していた。昭和48年9月29日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

E企業年金基金から提出された加入者台帳、複数の同僚の回答及び同僚から提出された請求期間に係る給与明細表により、請求者がB社及びA社に継続して勤務（B社からA社に異動）し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記加入者台帳により、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が確認できることから、昭和48年9月29日とすることが必要である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和48年12月の記録から、11万8,000円とすることが必要である。

一方、A社に係る厚生年金保険の事業所記録照会回答票によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年12月1日であり、同年9月29日においては適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿により同年9月29日において法人事業所であり、複数の同僚の回答により当時5人以上の従業員が常時勤務していたと判断できることから、請求期間に

において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 48 年 9 月 29 日から同年 12 月 1 日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、当時、A 社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の昭和 48 年 9 月から同年 11 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。